



2024年6月12日

各 位

会 社 名 SB テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 阿 多 親 市
(コード番号：4726 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 CFO 岡 崎 正 明
(TEL：03-6892-3063)

**当社親会社であるソフトバンク株式会社による当社株式等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社の支配株主（親会社）であるソフトバンク株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2024年4月26日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2024年6月11日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

（注）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- イ 2018年9月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2020年10月1日から2024年9月30日まで）
- ロ 2021年9月29日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2023年10月1日から2025年9月30日まで）
- ハ 2022年6月20日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2025年7月1日から2028年6月30日まで）

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「SBテクノロジー株式会社株券等（証券コード4726）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより当社株式のすべて（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権のすべてを取得できなかったことから、当社が2024年4月25日に公表した「当社親会社であるソフトバンク株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（その後、当社が2024年5月27日に公表した「（訂正）「当社親会社であるソフトバンク株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」による訂正後のもの。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続により、当社の株主を公開買付者のみとして当社を公開買付者の完全子会社とすることを予定しているとのことです。

当該手続の実施により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等につきましては、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以上

（添付資料）

本日付「SBテクノロジー株式会社株券等（証券コード4726）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2024年6月12日

各 位

会社名 ソフトバンク株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一
(コード番号: 9434 東証プライム市場)
問合せ先 財務経理本部 本部長 小野口 亘
(TEL. 03-6889-2000)

SBテクノロジー株式会社株券等(証券コード4726)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ソフトバンク株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2024年4月25日、SBテクノロジー株式会社(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場上場、証券コード: 4726、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び本新株予約権(下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」において定義します。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2024年4月26日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが2024年6月11日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 ソフトバンク株式会社
所在地 東京都港区海岸一丁目7番1号

(2) 対象者の名称

SBテクノロジー株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- イ 2018年9月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2018年度第1回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年10月1日から2024年9月30日まで)
- ロ 2021年9月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2021年度第1回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年10月1日から2025年9月30日まで)
- ハ 2022年6月20日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2022年度第1回新株予約権」といい、2018年度第1回新株予約権、2021年度第1回新株予約権及び2022年度第1回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)(行使期間は2025年7月1日から2028年6月30日まで)

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,590,933株	2,815,600株	一株

- (注1) 本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（2,815,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、①対象者が2024年4月25日に公表した2024年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2024年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（22,757,800株）に、②対象者が2023年6月19日に提出した第35期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された本新株予約権のうち2024年3月31日現在残存するすべての本新株予約権（対象者によれば、2018年度第1回新株予約権1,580個（目的となる株式数：158,000株）、2021年度第1回新株予約権2,160個（目的となる株式数：216,000株）及び2022年度第1回新株予約権502個（目的となる株式数：50,200株）であるとのこと）合計4,242個の目的となる株式数（合計424,200株）を加え、③対象者決算短信に記載された2024年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数（2,856,067株）及び2024年4月25日現在において公開買付者が所有する対象者株式数（10,735,000株）を控除した株式数（9,590,933株）になります。
- (注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2024年4月26日（金曜日）から2024年6月11日（火曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金2,950円

② 本新株予約権

イ 2018年度第1回新株予約権 1個につき金1円

ロ 2021年度第1回新株予約権 1個につき金1円

ハ 2022年度第1回新株予約権 1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,815,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（7,180,978株）が買付予定数の下限（2,815,600株）以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書（2024年5月27日に提出された公開買付届出書の訂正届出書による訂正後のもの。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2024 年 6 月 12 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	7,180,978(株)	7,180,978(株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合 計	7,180,978	7,180,978
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	107,350 個	(買付け等前における株券等所有割合 52.81%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	2,015 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.99%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	179,159 個	(買付け等後における株券等所有割合 88.14%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	689 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.34%)
対象者の総株主等の議決権の数	198,863 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2024 年 2 月 13 日に提出した第 36 期第 3 四半期報告書に記載された 2023 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、①対象者決算短信に記載された 2024 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（22,757,800 株）に、②対象者有価証券報告書に記載された本新株予約権のうち 2024 年 3 月 31 日現在残存するすべての本新株予約権（対象者によれば、2018 年度第 1 回新株予約権 1,580 個（目的となる株式数：158,000 株）、2021 年度第 1 回新株予約権 2,160 個（目的となる株式数：216,000 株）及び 2022 年度第 1 回新株予約権 502 個（目的となる株式数：50,200 株）であるとのことです。）合計 4,242 個の目的となる株式数（合計 424,200 株）を加え、③対象者決算短信に記載された 2024 年 3 月 31 日現在の対象者が所有

する自己株式数(2,856,067株)を控除した株式数(20,325,933株)に係る議決権数(203,259個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日
2024年6月18日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者であり、公開買付け代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、公開買付け者が2024年4月25日付で公表した「SBテクノロジー株式会社株券等(証券コード4726)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(その後、2024年5月27日付で公表した「(訂正)公開買付け届出書の訂正届出書提出に伴う「SBテクノロジー株式会社株券等(証券コード4726)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ」による訂正後のもの。)に記載した内容から変更はありません。

公開買付け者は、対象者の株主を公開買付け者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、本スクイーズアウト手続が実行された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場にて取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

ソフトバンク株式会社

(東京都港区海岸一丁目7番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以上